

第3回検討委員会 (H24. 10. 15)

改訂版鳥取県幼児教育振興プログラム (骨子案)

1 幼児教育・保育内容の充実

幼稚園・保育所・認定こども園では、幼稚園教育要領・保育所保育指針に基づいて、幼児期にふさわしい遊びや生活を充実させ、一人一人の子どもによさや可能性を引き出し、バランスのとれた心とからだの育成をめざします。

また、乳幼児期から教育・医療・保健・福祉などが一体となって、特別な支援を必要とする子どもや保護者への支援を行い、一貫した相談・支援体制を整えることで、一人一人の子どもの育ちを保障します。

基本方針（1）幼稚園教育要領・保育所保育指針に沿った幼児教育・保育の展開

目標① 幼稚園教育要領・保育所保育指針の内容の理解推進

幼稚園教育要領・保育所保育指針の趣旨や内容の理解を図り、子ども一人一人に
応じる幼児教育・保育をめざします。

県の取組

- ・ 幼稚園教育要領・保育所保育指針の理解推進のための研修会の開催
- ・ 幼稚園教育課程等研究協議会の開催
- ・ 幼稚園教育理解推進事業（中央協議会）へ公立幼稚園教員を派遣
- ・ 専任指導主事・保育専門員による園訪問や園内研修の支援

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 幼稚園教育要領と保育所保育指針に則った幼児教育・保育の点検
- ・ 研修会の開催
- ・ 園内外の研修に参加できる体制づくり
- ・ 幼児教育・保育についての保護者や地域への理解促進

幼稚園・保育 所・認定こ ども園の取組

- ・ 自園の実態に即した教育課程・保育課程・指導計画の作成
- ・ 園内研修の実施と園外研修への参加
- ・ 日々の教育活動を通じた情報提供（保護者や地域の方）

目標② 幼児教育・保育内容の充実

幼児の心身の調和がとれた成長を図ることができるよう、一人一人の発達過程に即した幼児教育・保育内容の充実と指導力の向上を図ります。

県の取組

- ・ 教育課程・保育課程・指導計画等の作成・活用の支援
- ・ 園内における研修への支援
- ・ 幼稚園・保育所・小学校の相互研修の推進

健康な心とからだづくり
思考力の芽生え
表現する力
自立心と人とのかかわる力
言葉の獲得

設置者
(市町村・私学)
の取組

- ・ 研修会の開催
- ・ 計画的な園訪問による支援・助言

幼稚園・保育
所・認定こど
も園の取組

- ・ 指導計画等の立案とそれにもとづいての保育の実践
- ・ 園内の研修体制づくり
- ・ 公開保育や事例研究会等の積極的な園内研修の実施
- ・ 主体性を育む活動や環境の構成についての研修

目標③ 学校評価・自己評価の実施

幼児教育・保育の質の向上のために、実践を常に振り返り、保育の充実・改善につながる評価の実施を促進します。

県の取組

- ・評価のガイドラインの周知
- ・評価(自己評価・学校関係者評価)の実施の促進
- ・研修会の開催
- ・計画的な園訪問による支援・助言
- ・私立幼稚園の担当部局の明確化

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・研修会の開催
- ・計画的な園訪問による支援・助言

幼稚園・保育 所・認定こども園の取組

- ・学校評価・自己評価の実施
- ・評価の結果を公表し、保育の改善に生かす。
- ・園の行事や出来事等の情報発信

基本方針（２）特別支援教育の推進

目標① 園内委員会の設置

園内の支援を必要とする幼児の実態把握や保育の方針等について話し合い、職員間の共通理解を図る園内委員会の設置を推進します。

県の取組

- ・特別支援教育の支援体制の整備
- ・専門的役割を果たす教諭・保育士等の研修の充実
- ・個別の指導計画等の作成・活用の支援

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・個別の配慮を要する幼児への支援の充実
- ・地域における乳幼児時期からの相談窓口の明確化
- ・情報提供機能の充実

幼稚園・保育 所・認定こ ども園の取組

- ・園全体で取り組む支援体制の充実
- ・支援が必要な幼児の実態把握・情報交換・共通理解
- ・関係機関との連携・協力
- ・就学にかかわる早期の連携
- ・個別の指導計画をもとにした保育の展開
- ・個別の指導計画の保育目標や内容についての評価・見直し

目標② 特別支援教育担当の明確化

支援を必要としている幼児について、園内委員会等の園内における連絡・調整と、園外の関係機関や専門家、保護者、就学先の学校等との連絡・調整を行う担当の明確化を推進します。

県の取組

- ・ 特別支援教育の窓口の位置づけの明確化
- ・ 特別支援教育担当の役割等に係わる研修の充実

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 教育・医療・保健・福祉などの関係者で構成する乳幼児期からの相談・支援体制づくり

幼稚園・保育 所・認定こど も園の取組

- ・ 特別支援教育の窓口の位置づけ
- ・ 幼稚園・保育所及び保護者と関係機関との連絡調整
- ・ 支援を要する保護者の相談担当の明確化
- ・ 保護者との連携促進

目標③ 個別の教育支援計画の作成・活用

長期的視点に立って当該幼児のニーズを把握し、関係機関との連携による一貫した支援を行うための個別の教育支援計画の作成・活用を進めます。

県の取組

- ・ 個別の教育支援計画作成・活用の推進
- ・ 関係機関との連携
- ・ 特別支援学校センター的機能の活用
- ・ 療育や就園・就学についての情報提供や相談の実施
- ・ 適切な支援の充実を図るための関係機関・小学校との連携

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 配慮を要する幼児・保護者への相談支援体制の充実
- ・ 適切な支援の充実を図るための小学校との連携推進
- ・ 就学指導委員会の開催
- ・ 支援指導委員会の開催

幼稚園・保育 所・認定こ ども園の取組

- ・ 個別の教育支援計画の作成・活用
- ・ 園内研修（事例検討会等）の実施
- ・ 支援を要する幼児の情報共有
- ・ 配慮を要する幼児の継続的な指導記録の作成と活用
- ・ 保護者との信頼関係づくり

2 教員・保育士等の資質の向上

保育者は、子どものよりよい育ちをめざすため、幼児教育・保育の専門家としての確かな力量を備えなければなりません。そのため、経験年数や園の課題等に応じた効果的な研修を推進し、幼児教育・保育の質の向上に努める必要があります。

幼稚園・保育所・認定こども園では、教員・保育士等の研修を充実し、資質及び専門性を高めることにより、幼児教育・保育の質の向上をめざします。

基本方針（1）研修体制の整備

目標① 計画的・組織的な研修の推進

園内・園外において、園や教員・保育士の課題に応じた研修が計画的・組織的にできるよう研修体制を整え、研修の機会の確保に努めます。

県の取組

- ・専任指導主事・保育専門員による園内研修支援
- ・関係部局等による研修の実施
- ・園外研修参加への支援
- ・研修参加対象者の限定や拡充
- ・市町村教育委員会や研究団体への研究支援

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・研修に参加できるシステムづくり
- ・園外研修参加に要する経費の助成
- ・研究推進の体制づくりへの支援

幼稚園・保育 所・認定こ ども園の取組

- ・園の課題や研修の目標の明確化と共通理解
- ・園運営や幼児教育・保育実践に生かせる年間研修計画の立案と実践
- ・研修担当者の明確化と研究推進体制づくり
- ・研修時間の確保の工夫
- ・全教職員による主体的な研修参加
- ・非常勤職員の研修参加の機会確保

目標② 研修体系の整備

経験年数や職能、課題等に応じて高める能力を明確にし、目標に照らした効果的な研修ができるよう研修体系を整え、その充実に努めます。

県の取組

- ・ 経験年数や職務遂行能力（職能）、課題等に対応した効果的な研修の推進
- ・ 関係部局等による研修体系の検討、見直し
- ・ 幼保、公私一元化に対応した研修の推進
- ・ 市町村や研究団体等で実施する研修の支援
- ・ 市町村の発達障害支援体制の中核を担う人材（発達支援コーディネーター）の育成【子ども発達支援課】

設置者 （市町村・私学） の取組

- ・ 研修にかかわる情報提供
- ・ 研修にかかわる園の実態把握及び助言
- ・ 市町村の実態に合った研修の実施

幼稚園・保育 所・認定こ ども園の取組

- ・ 研修者に偏りがなく、研修目標を達成するような計画的・組織的な研修計画の立案と実践
- ・ 経験や職能等に応じた高める能力の明確化

基本方針（２）研修内容の充実

目標① PDCA サイクルに基づいた研修の充実

幼稚園・保育所・認定こども園や教員・保育士等の課題、今日的な課題等に応じた研修ができるよう研修方法を工夫したり、自己評価等を生かしたりして、研修内容の充実をめざします。

県の取組

- ・ 経験年数や今日的な課題等に対応した効果的な研修の推進
- ・ 専任指導主事・保育専門員による園内研修支援
- ・ 研修成果の還元機会の提供

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 学校評価の実施や活用のためのシステムづくり
- ・ 外部講師等を招いた研修会の開催
- ・ 地域への幼児教育・保育の理解推進
- ・ 研修成果の還元機会の提供

幼稚園・保育 所・認定こ ども園の取組

- ・ 研修にかかわる園内組織づくり
- ・ 自己評価に基づく研修のテーマや目標の設定
- ・ 外部講師等を招いた研修の充実
- ・ 保護者や地域の人々に向けた公開保育や講演会の実施
- ・ 園内・園外研修の相互活用
- ・ 研修成果の還元

目標② 幼保一体化に向けた研修の充実

幼稚園教諭・保育士等が、相互に理解したり共に高め合ったりできる幼保一体化に向けた研修の充実に努め、幼児教育・保育の質の向上をめざします。

県の取組

- ・ 幼保一体化に向けた幼児教育・保育相互理解研修の実施
- ・ 幼稚園教員・保育士等の合同研修会の開催
- ・ 幼稚園教員・保育士の相互理解の推進

**設置者
(市町村・私学)
の取組**

- ・ 研修会の実施
- ・ 地域に対する幼児教育・保育の理解推進
- ・ 幼稚園教員・保育士等の意見交換や相互交流の推進

**幼稚園・保育
所・認定こど
も園の取組**

- ・ 幼稚園教員・保育士等の意見交換や相互交流の推進
- ・ 相互の育ちにつながる異年齢交流の推進

3 小学校教育との連携推進

遊びを中心とした幼児期の教育と、教科等の学習を中心とする小学校教育では、教育内容や指導方法が異なっています。しかし、幼稚園や保育所・認定こども園から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携推進に努めます。

基本方針（1）連携・交流の体制づくり

目標① 幼児・児童の交流活動の推進

幼児が小学校生活に親しみ、学校生活に期待を寄せたり見通しを持ったりできるよう、幼稚園・保育所・小学校の相互の交流活動の充実に努めます。

県の取組

- ・ 交流の進め方等に関する研修会等の充実
- ・ 交流カリキュラムの作成の推進
- ・ 幼保小連携担当者の明確化の推進
- ・ 幼保小活動の推進
- ・ 幼保との連携を意識した生活科研修

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 交流活動を行政として支援
- ・ 校区などでの交流の推進

幼稚園・保育 所・認定こど も園の取組

- ・ 相互のねらいを明確にした指導計画の作成
- ・ 幼保小交流活動の実施
- ・ 事前事後の打ち合わせの実施
- ・ 地域との交流活動の実施
- ・ 全職員で交流について理解

目標② 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校教職員の連携・交流の推進
幼児・児童の実態、教育内容や指導方法について相互理解を深め、円滑な接続に向けた指導方法の改善を図るため、幼稚園・保育所・小学校の相互の教職員の連携・交流活動の充実に努めます。

県の取組

- ・長期社会体験研修の拡充
- ・人事交流の推進
- ・幼保小合同研修会の開催
- ・(幼保小連携推進事業モデル校創設)
- ・(幼小免許併有推進)
- ・事例集の作成

設置者
(市町村・私学)
の取組

- ・幼保小教員の相互理解体験研修の開催
- ・校区别、幼保小教職員連携推進協議会（連絡協議会）の設置
- ・長期社会体験研修の活用

幼稚園・保育
所・認定こ
ども園の取組

- ・幼児教育・保育内容についての理解
- ・幼保小の交流についての研修実施
- ・相互体験の場の設定
- ・保育体験（小学校教員）の受け入れ
- ・連携をテーマとした公開授業・保育への参加
- ・意見交換会・幼保小連絡会の実施
- ・合同研修会・研究会への積極的参加
- ・小学校の行事等への積極的参加

基本方針（２）つながりを意識した幼児教育・保育内容の充実

目標① 接続期のカリキュラムの作成

教育課程や保育課程の編成や指導方法を研究し工夫することで、幼稚園・保育所・小学校において、発達や学びの連続性を踏まえたカリキュラムの作成に努めます。

県の取組

- ・ 幼保小合同研修会の実施
- ・ 幼稚園教育要領・保育所保育指針・小学校学習指導要領の相互理解推進
- ・ 接続期のカリキュラム(スタートカリキュラム・アプローチカリキュラム)の紹介

設置者
(市町村・私学)
の取組

- ・ 接続カリキュラムの作成
- ・ 幼保小の接続に関する研修会の実施

幼稚園・保育
所・認定こ
ども園の取組

- ・ 接続期のカリキュラムの作成について研究と実践
- ・ 小学校、特に低学年の生活・学習・指導等について研修
- ・ 体験や主体性を重視した幼児教育・保育課程の作成

目標② 連携体制の整備

幼稚園・保育所・小学校において、協力して幼小連携が推進できるよう関係機関との連携がとれる体制づくりに努めます。

県の取組

- ・ 幼児教育関係者と小学校等の関係者による連絡協議会等の実施を推進
- ・ 幼児教育を語る会等、市町村等での取組を推進

設置者

(市町村・私学)

の取組

- ・ 市町村幼児教育連携体制づくり
- ・ 校区等の連絡網づくり

幼稚園・保育 所・認定こど も園の取組

- ・ 関係者会議の設置
- ・ 公民館・民生委員等との連携
- ・ 幼稚園・保育所での幼児の様子や生活についての情報発信

4 子育て・親育ち支援の充実

子どもたちの健やかな成長のためには、保護者自身が子育てに自信と喜びを感じ、ゆとりを持って子育てができるよう支援することが求められています。

「親と子の育ちの場」としての幼稚園・保育所・認定こども園の機能や特性を生かしたり、地域の関係機関が連携したりして、子育て支援体制の充実を図ります。

基本方針（1）「親と子の育ちの場」の充実

目標① 多様な場を活用した交流機会の提供

保護者同士がつながりを持ち、心にゆとりをもって子育てができるよう、保護者同士の交流を深める支援に努めます。

県の取組

- ・ 子育て支援に関する研修会の開催
- ・ 子育て支援や交流活動等の情報提供
- ・ 保護者の子育ての仲間づくりのための支援
- ・ 「とっとり子育て親育ちプログラム」の活用

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 幼稚園教員・保育士等への研修の実施
- ・ 保護者の交流の場や機会・情報の提供
- ・ 家庭教育学級の開催の支援

幼稚園・保育 所・認定こど も園の取組

- ・ 保育参観、保育参加の実施
- ・ 家庭教育学級の開催
- ・ 園の施設開放、施設活用
- ・ 保護者同士の交流の場や情報の提供
- ・ 保護者の自主的活動への支援
- ・ 保護者の交流活動についての研修の実施

目標② 保護者の育ちを応援する学びの機会の充実

家庭教育の重要性について保護者が理解を深め、自信と喜びを感じながら子育てができるよう、保護者の学習機会の充実に努めます。

県の取組

- ・ 家庭教育の重要性について発信
 - ・ 家庭教育アドバイザーによる講演会
 - ・ 子育て支援に関する情報の提供と研修の充実
 - ・ 親子読書の推進 ・ 子ども読書アドバイザーの派遣
 - ・ 中高生の育児体験の推進
- 【家庭・地域教育課】

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 幼稚園教諭、保育士等への子育て親育ち支援に関する研修の実施
- ・ 家庭教育、子育て支援に関する情報提供
- ・ 保護者の自主的活動、サークル活動等への支援
- ・ 中高生の育児体験の場の提供

幼稚園・保育 所・認定こ ども園の取組

- ・ 保護者研修会の実施
- ・ 園での取組についての情報発信
- ・ 保育参観、保育参加
- ・ 子育て相談の実施
- ・ 家庭教育、子育て支援や学習機会に関する情報提供
- ・ 園の施設開放、施設活用

目標③ 親と子の生活習慣づくりの支援

家庭でのよりよい子育て環境づくりをめざして、保育所・幼稚園・認定こども園や地域と連携して、親と子の望ましい生活習慣の確立を支援するよう努めます。

県の取組

- ・ 生活習慣の重要性の理解推進
- ・ 「子どもと向き合う5つのポイント」を中心とした啓発活動
- ・ 先進的な取組の紹介【家庭・地域教育課】
- ・ 「心とからだいきいきキャンペーン」の推進
- ・ 幼稚園教員・保育士等に対する研修会の開催

設置者
(市町村・私学)
の取組

- ・ 親と子の生活習慣の実態把握
- ・ 生活習慣づくりに関する研修会の実施
- ・ 心とからだいきいきキャンペーンの推進

幼稚園・保育
所・認定こ
ども園の取組

- ・ 親と子の生活習慣づくりに向けた保護者啓発
- ・ 園の取組の情報発信
- ・ 保護者研修会の実施

基本方針（２）子育て支援体制の充実

目標① 関係機関と連携した子育て支援体制の充実

保護者の多様なニーズに対応するために、関係機関と連携し、地域ぐるみの支援体制の整備、充実に努めます。

県の取組

- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等や家庭・地域の連携による子育て支援の推進
- ・ 子育て支援事業の実施
- ・ 家庭教育支援のための地域人材の育成
- ・ 家庭教育支援のための情報収集及び提供
- ・ 家庭教育推進協力企業の取組支援【家庭・地域教育課】
- ・ペアレントメンター（発達障害のある子どもを育てる保護者がよき相談者となって助言等を行う者）を活用した保護者支援の充実【子ども発達支援

設置者 （市町村・私学） の取組

- ・ 関係機関と連携した支援体制の整備
- ・ 様々なニーズに応えるための地域子育て体制の整備
- ・ 施設設備の充実
- ・ 子育て支援に関する情報収集及び提供
- ・ 公民館を活用した子育て支援【家庭・地域教育課】

幼稚園・保育 所・認定こ ども園の取組

- ・ 地域関係者による研修会の開催
- ・ 幼児の生活・実態等の情報発信
- ・ 保護者のニーズに応じた保育の充実
- ・ 預かり保育 ・一時保育
- ・ 地域の人材を活用した保育の工夫

目標② 家庭や地域における子育て支援体制の充実

未就園児のいる家庭での子育てや地域における子育てをよりよいものにするために、関係機関と連携し、家庭や地域での子育て支援体制の充実に努めます。

県の取組

- ・ 幼稚園・保育園・認定こども園等や家庭・地域の連携による子育て支援の推進
- ・ 子育て支援事業の実施
- ・ 家庭教育支援のための地域人材の育成
- ・ 家庭教育支援のための学習機会や情報の提供

設置者
(市町村・私学)
の取組

- ・ 就園や子育てに関する情報提供
- ・ 子育て相談の実施
- ・ 関係機関との連携
- ・ 子育てサークル等への支援
- ・ 子育て文化を継承する場や機会の充実
- ・ 地域人材の活用

幼稚園・保育
所・認定こ
ども園の取組

- ・ 園の施設開放、施設活用
- ・ 一時保育の充実
- ・ 子育て相談の実施
- ・ 情報提供
- ・ 地域人材を生かした保育の工夫

基本方針（3）センター的機能の整備

目標① 幼稚園・保育所・認定こども園等におけるセンター的機能の充実

幼稚園・保育所・認定こども園等が、地域の子育て支援センター的役割を果たせるよう、支援します。そのために、地域の子育て支援の担い手となる人材の育成や活用に努めます

県の取組

- ・ 幼稚園・保育園・認定こども園等や地域子育て支援センターにおける子育て支援の充実
- ・ 福祉・教育・医療・保健などが連携した支援体制の整備
- ・ 子育て支援に関する研修会の実施
- ・ 子育て情報の提供

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 子育て相談、支援体制の整備
- ・ 子育て支援ネットワーク作り
- ・ 支援センターとしての施設整備、運営施策の充実
- ・ 子育てやサポート体制に関する情報の提供
- ・ 高齢者や子育て経験者等の人材活用

幼稚園・保育 所・認定こ ども園の取組

- ・ 子育て相談の実施 ・ 園の施設開放、施設活用
- ・ 未就園児の親子登園 ・ 保護者同士の交流の場の提供
- ・ 支援者としての力を高める研修への参加
- ・ 保護者の要請や地域の実態に応じた支援の充実
- ・ 地域人材の活用

5 地域で支える幼児教育の推進

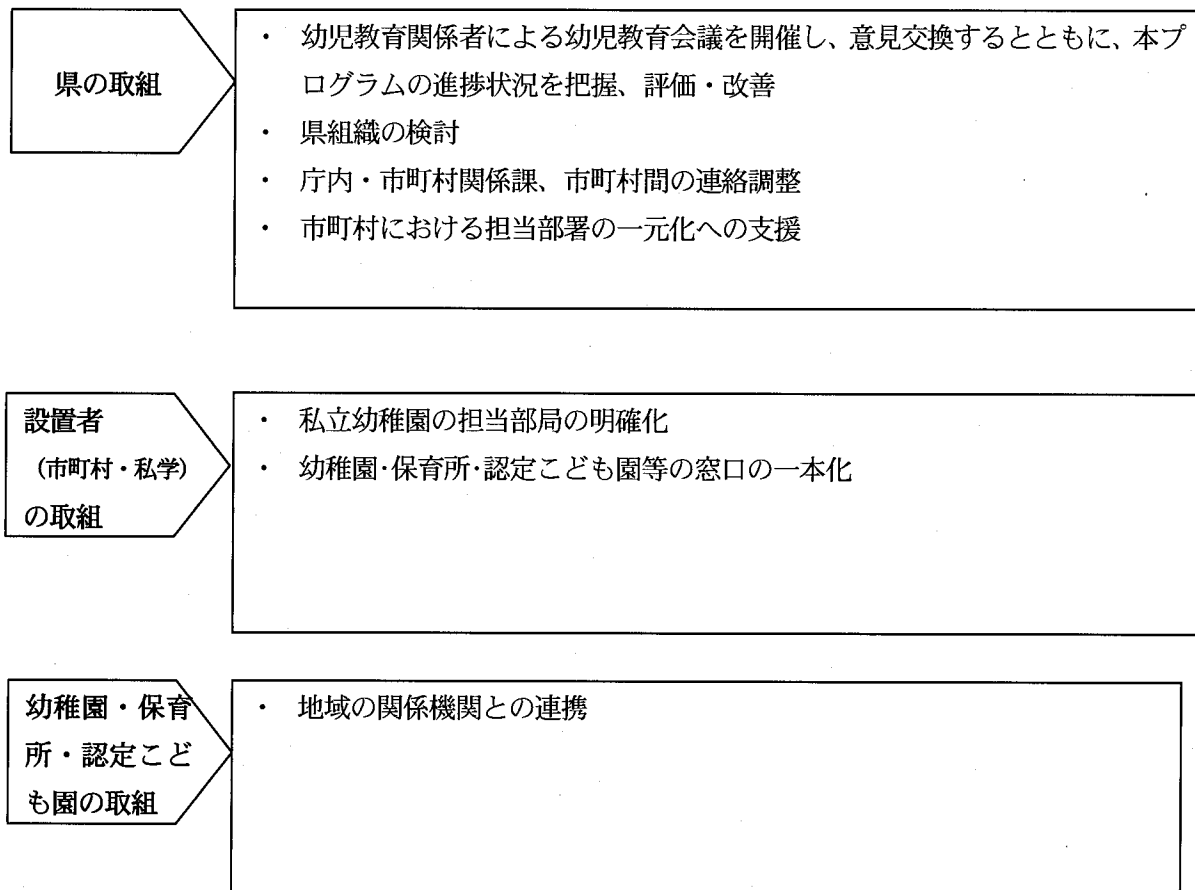
子どもの健やかな育ちを支援していくため、県と市町村の幼児教育と児童福祉、子育ての支援、保健医療などさまざまな関係機関が連携して、総合的な幼児教育・保育の取組を推進し、県全体として各種施策等の展開をめざします。また、県内の市町村において進みつつある地域の実情に応じた幼児教育・保育の取組を支援するとともに、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を推進します。

また、幼稚園・保育所・認定こども園が、その役割を十分に果たしていくために必要となる環境整備に努めます。

基本方針（1）幼児教育関係組織の連携

目標① 幼児教育関係組織の連携体制の整備

県及び市町村組織における幼児教育関係組織の連携体制を整備します。



目標② 市町村における幼児教育の充実に向けた政策プログラムの策定

市町村では地域の実情や課題を踏まえた幼児教育の振興に関するプログラムを策定・改訂することなどにより、幼児教育の充実に関する施策を効果的に推進するように努めます。

県の取組

- ・ 市町村が幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定に必要な情報や資料を提供及び指導・助言
- ・ 本プログラムの周知
- ・ 市町村の幼児教育関係職員の支援するための研修会等の開催

設置者
(市町村・私学)
の取組

- ・ 幼児教育の振興に関するプログラムの策定などによる具体的な取組の推進
- ・ 幼児教育の充実に向けた取組などに関する保護者や地域住民などとの意見交換会等の開催

幼稚園・保育
所・認定こど
も園の取組

基本方針（２）幼保一体化への対応

目標① 幼稚園・保育所・認定こども園の連携推進

幼稚園と保育所、認定こども園の連携を推進するとともに、幼稚園と保育所、認定こども園の区別なく、就学前の子どもの育ちを支える体制を整備します。

県の取組

- ・ 研修会の開催
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園教職員の相互理解の場の提供
- ・ 行政情報の提供や好事例の紹介

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 園運営、保育内容等の改善・充実に関する合同研修会の実施
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園教職員の相互理解の場の提供
- ・ 幼稚園・保育所・認定こども園等の窓口の一本化

幼稚園・保育 所・認定こど も園の取組

- ・ 地域の幼稚園・保育所・認定こども園との連携

目標② 認定こども園制度の活用促進

地域のニーズに応じた認定こども園制度の活用促進に努めるとともに、教職員の研修の充実を図り、認定こども園の質の確保・向上に努めます。

県の取組

- ・ 認定こども園制度の周知
- ・ 幼保連携型認定こども園の普及
- ・ 認定こども園関係者の資質向上に関する研修会の開催
- ・ 行政情報の提供や好事例の紹介

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 認定こども園制度の理解のための研修会の開催
- ・ 行政情報の提供や好事例の紹介

幼稚園・保育 所・認定こども園 の取組

基本方針（3）幼児教育・保育環境の改善

目標① 幼児教育・保育環境の整備

幼稚園・保育所・認定こども園が、子どもの発達を促すための充実した場となるよう、教育環境の改善に努めます。

県の取組

- ・ 「幼稚園設置基準」に基づいた適切な教員配置、施設整備の推進に努めるよう、設置者に対して指導助言
- ・ 幼稚園教育充実費等の国への要請（財政基盤の強化）
- ・ 施設の安全対策、耐震化に対する啓発

設置者 (市町村・私学) の取組

- ・ 幼児教育・保育担当の指導主事、保育リーダーの配置
- ・ 教諭による学級担任の配置
- ・ 「幼稚園設置基準」「幼稚園施設整備指針」に基づいて、施設・設備、園具・教具等の状況を点検・整備
- ・ 預かり保育における適切な施設設備の整備
- ・ 子どもの主体的な活動が確保される施設整備
- ・ 耐震診断や耐震補強の実施
- ・ 防犯、災害等の安全対策の実施

幼稚園・保育 所・認定こ ども園の取組

- ・ 講師・非常勤職員と正職員の適切な活用
- ・ 子どもの主体的な活動が確保される環境の工夫
- ・ 安全・安心の園づくり